

# 令和8年度 第1回高岡市地域共生社会推進協議会 次第

日時：令和8年5月28日（木）

午前10時00分から

場所：高岡市役所 8階 803会議室

## 1 開会

## 2 協議事項

- (1) 次期障がい者基本計画・第8期障がい者福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定について
  - ・本市の障がいのある人を取り巻く現状について【資料No. 1-1】
  - ・国の動きについて【資料No. 1-2】
  - ・第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画における見込量と利用実績について【資料No. 1-3】
  - ・障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針について【資料No. 1-4】
  - ・障がい者実態調査各調査項目について【資料No. 1-5】
- (2) 訪問型支援事業の実施について
  - ・訪問型支援事業の実施について【資料No. 2-1】
  - ・発達障がい児等アウトリーチ（訪問型）支援事業チラシ【資料No. 2-2】
- (3) その他

## 3 閉会

---

【参考資料1】 スケジュール

【参考資料2】 高岡市地域共生社会推進協議会設置要綱

令和8年度 高岡市地域共生社会推進協議会名簿 (敬称略・順不同)

役職	氏名	所属機関	区分
会長	鷹西 恒	学校法人浦山学園 富山福祉短期大学	学識経験者
副会長	四十物 睦代	厚生労働省富山労働局 高岡公共職業安定所	教育・雇用関係機関に所属する者
委員	浅野 高子	社会福祉法人手をつなぐ高岡	障害福祉サービス事業者
委員	岡本 久子	社会福祉法人くるみ Hub center りすの森	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	川口 恭子	社会福祉法人たかおか新生会 新生苑	障害福祉サービス事業者
委員	北川 依都実	社会福祉法人たかおか万葉福祉会 障がい者相談支援センターかたかご	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	坂井 由紀子	富山県立高岡支援学校	教育・雇用関係機関に所属する者
委員	島田 通子	高岡地域精神障害者家族会 あしつき会	障害者団体
委員	平 和美	富山県高岡厚生センター	保健・医療関係者
委員	中山 由香里	社会福祉法人あしつき あしつきふれあいの郷 生活支援センター	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	長濱 敏	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会 志貴野苑	障害福祉サービス事業者
代理委員	土倉 秀治	高岡市身体障害者協会	障害者団体
委員	本田 邦博	社会福祉法人たかおか万葉福祉会 かたかご苑	障害福祉サービス事業者
委員	松田 茂	高岡市手をつなぐ育成会	障害者団体
委員	松原 亨	高岡市民生委員児童委員協議会	障害福祉に関する相談支援事業者
委員	水上 亜希子	高岡市きずな子ども発達支援センター	障害福祉サービス事業者 保健・医療関係者
委員	山本 津与志	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会 志貴野相談支援センター	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	山吉 茂	高岡商工会議所 中小企業相談所	企業関係者

事務局	新田 裕子	高岡市福祉保健部	部長
	今方 順哉	高岡市福祉保健部社会福祉課	課長
	要藤 博文	高岡市福祉保健部社会福祉課	副課長・障害福祉係長
	沼田 健太郎	高岡市福祉保健部社会福祉課	障害福祉係主任
	軒田 雅子	高岡市福祉保健部社会福祉課	障害福祉係主事
	鈴木 じゅん	高岡市福祉保健部社会福祉課	障害福祉係主事

# 令和8年度 第1回 高岡市地域共生社会推進協議会席次表

日時: 令和8年5月28日(木) 10時00分～

場所: 高岡市役所 8階 803会議室

高岡公共職業安定所 次長 四十物 睦代 委員  
 富山福祉短期大学 教授 鷹西 恒 委員

	副会長	会長	
社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会 志貴野苑 施設長 長濱 敏 委員			社会福祉法人手をつなぐ高岡 所長 浅野 高子 委員
高岡市身体障害者協会 中田支部会長 土倉 秀治 代理委員			社会福祉法人くるみ Hub center りすの森 理事長 岡本 久子 委員
社会福祉法人たかおか万葉福祉会 かたかご苑 施設長 本田 邦博 委員			社会福祉法人たかおか新生会 新生苑 苑長 川口 恭子 委員
高岡市手をつなぐ育成会 会長 松田 茂 委員			障がい者相談支援センターかたかご 相談支援専門員 北川 依都美 委員
高岡市民生委員児童委員協議会 会長 松原 亨 委員			富山県立高岡支援学校 教頭 坂井 由紀子 委員
高岡市きずな子ども発達支援センター 所長 水上 亜希子			高岡地域精神障害者家族会 あしつき会 会長 島田 通子 委員
志貴野相談支援センター 主任相談支援専門員 山本 津与志 委員			富山県高岡厚生センター 次長・保健予防課長 平 和美 委員
高岡商工会議所 中小企業相談所 所長 山吉 茂 委員			あしつきふれあいの郷 生活支援センター 主任相談支援専門員 中山 由香里 委員
<b>事務局</b>			

副高 課高 部高  
 課岡 長岡 長岡  
 長市 市 市  
 社 今社 新福  
 会 方会 田社  
 要 福 保  
 藤福 順社 裕健  
 社 順社 子部  
 博 裁課  
 文

**事務局**

主高 主高 主高  
 事岡 任岡 事岡  
 市 市 市  
 鈴社 沼社 軒社  
 木会 田会 田会  
 福 福 福  
 じ社 健社 雅社  
 ゆ課 太課 子課  
 ん 朗

# 本市の障がいのある人を取り巻く現状について

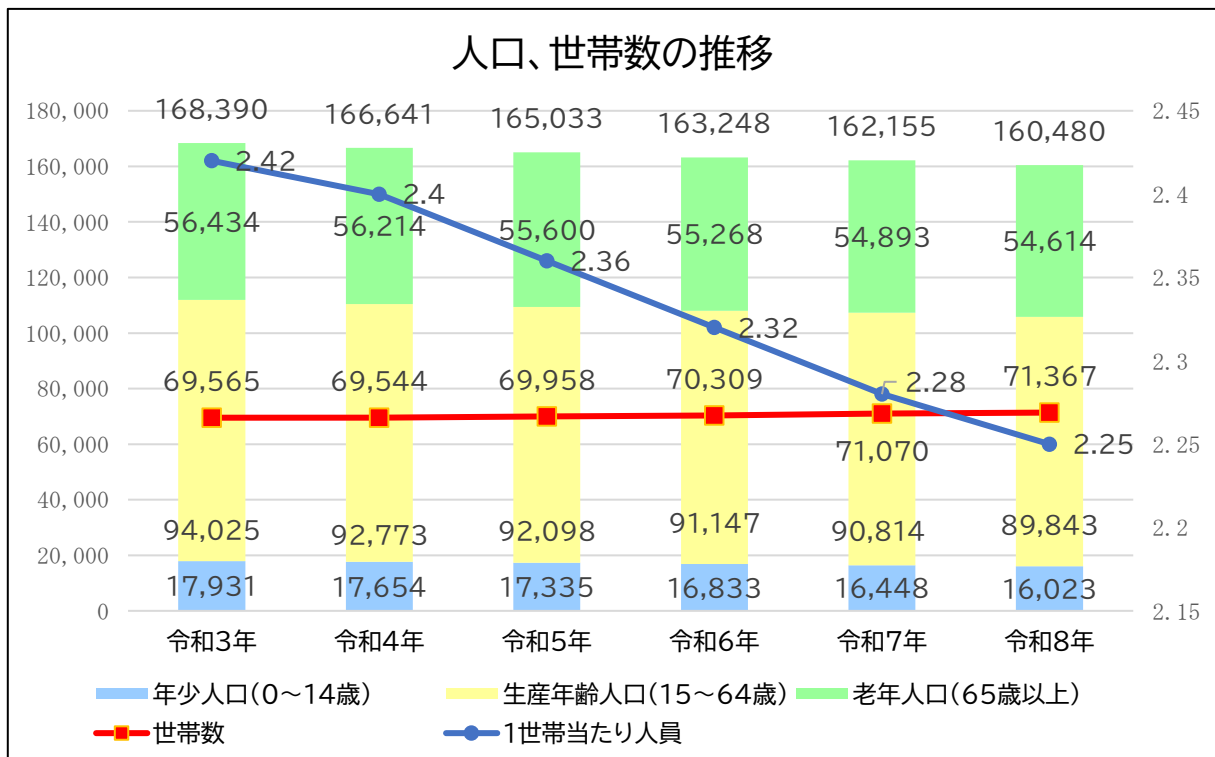
## 1 人口の推移

人口、世帯数の推移

(各年3月末現在)

単位：人・世帯

項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
人口	168,390	166,641	165,033	163,248	162,155	160,480
年少人口 (0～14歳)	17,931	17,654	17,335	16,833	16,448	16,023
生産年齢人口 (15～64歳)	94,025	92,773	92,098	91,147	90,814	89,843
老年人口 (65歳以上)	56,434	56,214	55,600	55,268	54,893	54,614
世帯数	69,565	69,544	69,958	70,309	71,070	71,367
1世帯当たり人員	2.42	2.40	2.36	2.32	2.28	2.25



### 【傾向】

- ・本市の人口は、令和3年から令和8年までの5年間で7,910人減少している。
- ・年少人口、生産年齢人口及び老年人口はいずれも減少している。
- ・老年人口は減少しているものの、年少人口及び生産年齢人口の減少幅が大きく、人口構造上は少子高齢化が進行している。
- ・世帯数は増加している一方、1世帯当たり人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいる。

## 2 障がい者（児）の推移

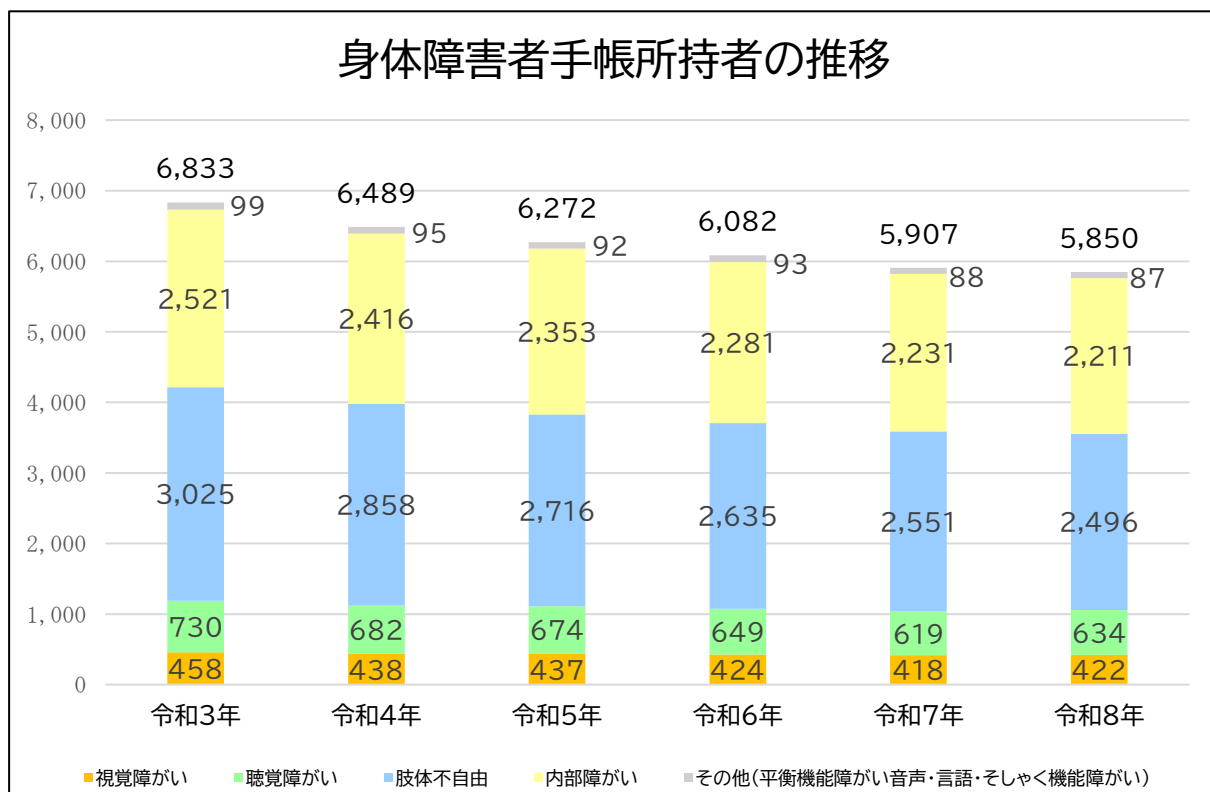
(1) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）

①種類別

(各年4月1日現在)

単位：人

種類	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
視覚障がい	458	438	437	424	418	422	
聴覚障がい	730	682	674	649	619	634	
平衡機能障がい	10	10	9	8	7	7	
音声・言語・ そしゃく機能障がい	89	85	83	85	81	80	
肢体不自由	3,025	2,858	2,716	2,635	2,551	2,496	
内 部 障 が い	心臓機能	1,530	1,449	1,393	1,347	1,319	1,305
	腎臓機能	553	552	555	532	510	497
	呼吸器機能	70	64	58	46	42	45
	ぼうこう・直腸機能	339	318	318	326	331	334
	肝臓機能	14	15	12	13	11	11
	その他	15	18	17	17	18	19
	小計	2,521	2,416	2,353	2,281	2,231	2,211
合計	6,833	6,489	6,272	6,082	5,907	5,850	



**【傾向】**

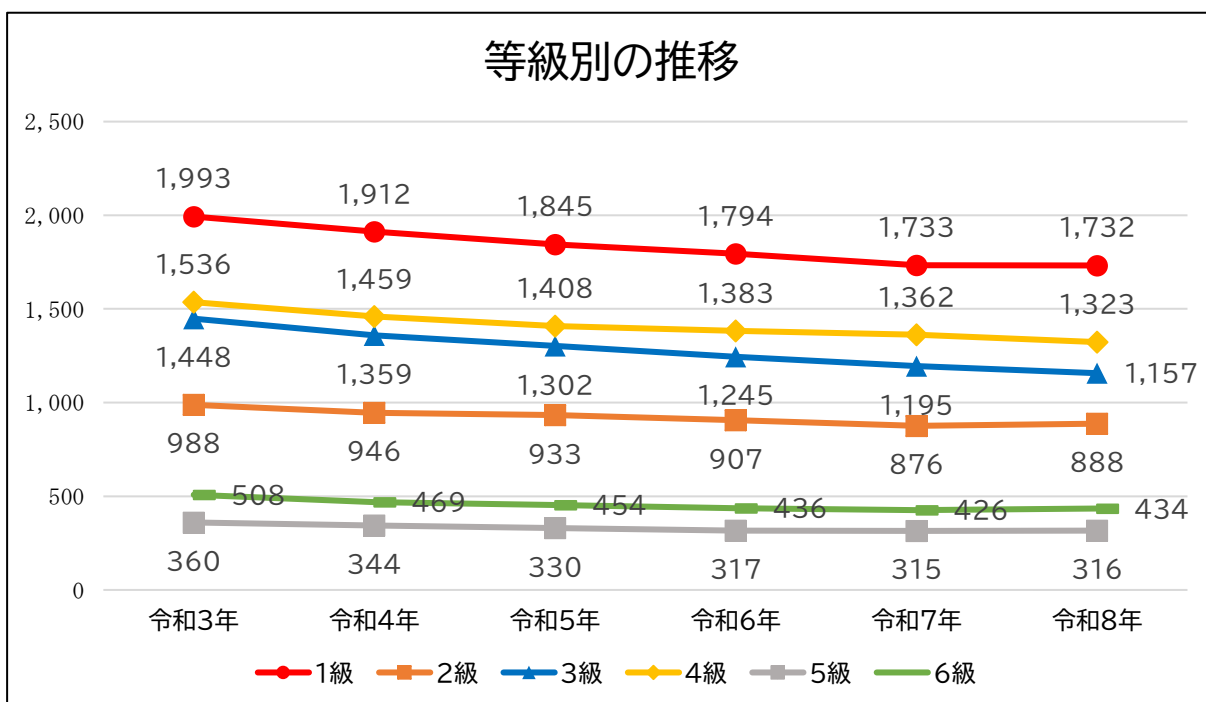
- ・令和8年4月1日時点の身体障害者手帳所持者数は5,850人となっており、令和3年4月1日時点の6,833人と比較して、5年間で983人減少している。
- ・令和3年から令和8年まで、毎年減少傾向で推移している。
- ・種類別では、肢体不自由が2,496人で最も多く、次いで内部障がいが2,211人となっている。

②等級別

(各年4月1日現在)

単位：人

等級	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
1級	1,993	1,912	1,845	1,794	1,733	1,732
2級	988	946	933	907	876	888
3級	1,448	1,359	1,302	1,245	1,195	1,157
4級	1,536	1,459	1,408	1,383	1,362	1,323
5級	360	344	330	317	315	316
6級	508	469	454	436	426	434
合計	6,833	6,489	6,272	6,082	5,907	5,850



**【傾向】**

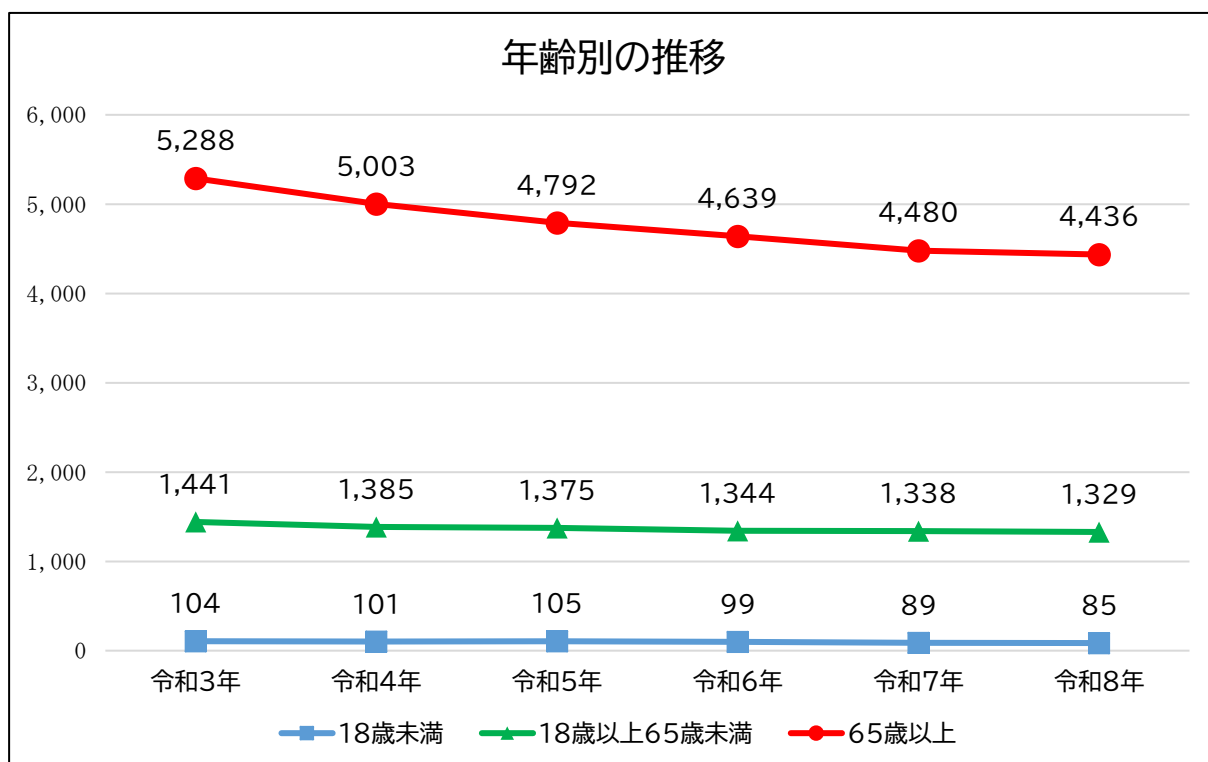
- ・令和8年4月1日時点では、1級が1,732人で最も多くなっている。
- ・次いで、4級が1,323人、3級が1,157人となっている。
- ・1級から4級までで全体の約87.2%を占めている。

③年齢別

(各年4月1日現在)

単位：人

年齢別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
18歳未満	104	101	105	99	89	85
18歳以上 65歳未満	1,441	1,385	1,375	1,344	1,338	1,329
65歳以上	5,288	5,003	4,792	4,639	4,480	4,436
合計	6,833	6,489	6,272	6,082	5,907	5,850



**【傾向】**

- ・令和8年4月1日時点では、65歳以上が4,436人で最も多くなっている。
- ・18歳以上65歳未満は1,329人、18歳未満は85人となっている。
- ・65歳以上は全体の約75.8%を占めている。

(2) 知的障がい者（療育手帳所持者）

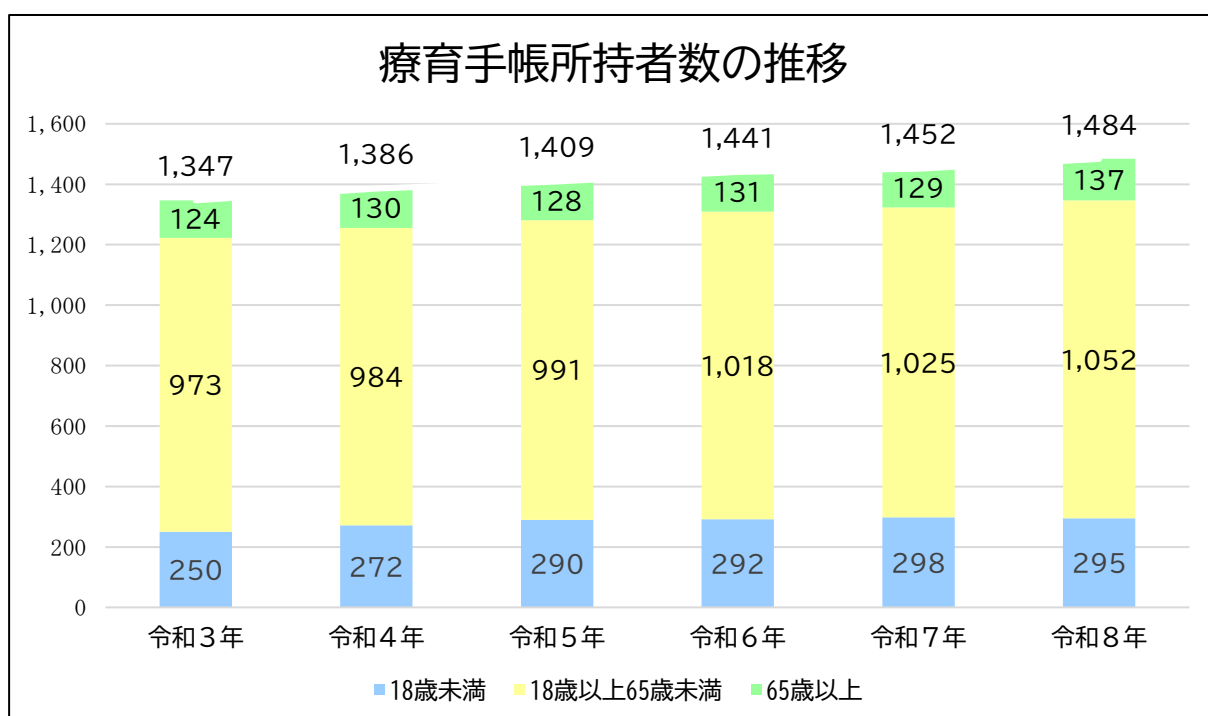
療育手帳所持者数

(各年4月1日現在)

単位：人

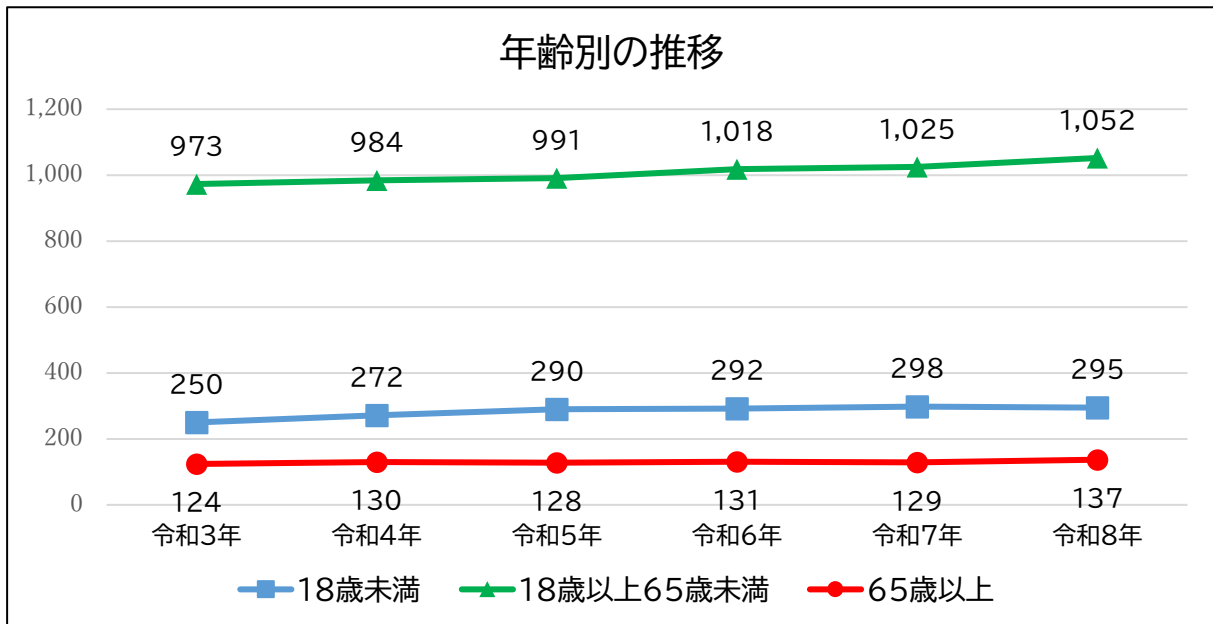
年齢	判定	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
18歳未満	A	63	61	62	65	69	70
	B	187	211	228	227	229	225
	小計	250	272	290	292	298	295
18歳以上 65歳未満	A	389	390	390	398	396	404
	B	584	594	601	620	629	648
	小計	973	984	991	1,018	1,025	1,052
65歳以上	A	55	58	59	58	57	57
	B	69	72	69	73	72	80
	小計	124	130	128	131	129	137

全体	A	507	509	511	521	522	531
	B	840	877	898	920	930	953
	合計	1,347	1,386	1,409	1,441	1,452	1,484



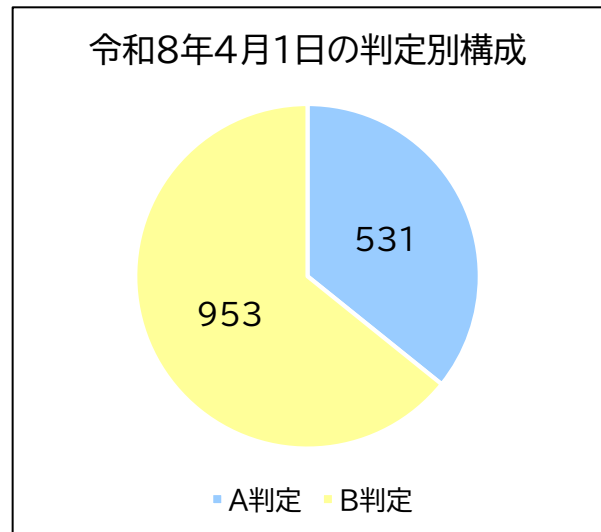
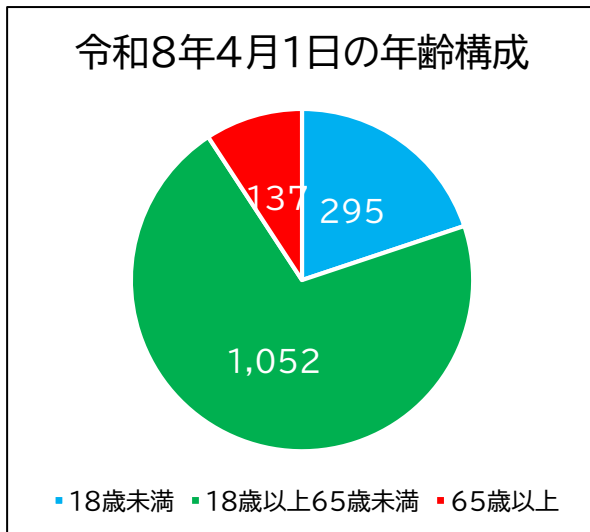
**【傾向】**

- ・令和8年4月1日時点の療育手帳所持者数は1,484人となっている。
- ・令和3年4月1日時点の1,347人と比較して、5年間で137人増加している。
- ・令和3年から令和8年まで、毎年増加傾向で推移している。



**【傾向】**

- ・ 18歳以上65歳未満が1,052人で最も多くなっており、18歳以上65歳未満は全体の約70.9%を占めている。
- ・ 令和3年と比較して、18歳未満、18歳以上65歳未満、65歳以上の全ての年齢区分で増加している。



**【傾向】**

- ・ 65歳以上は137人、18歳未満は295人となっている。18歳以上65歳未満は1,052人となり、約70.9%を占めている。
- ・ A判定は531人、B判定は953人となり、B判定が全体の約64.2%を占めている。

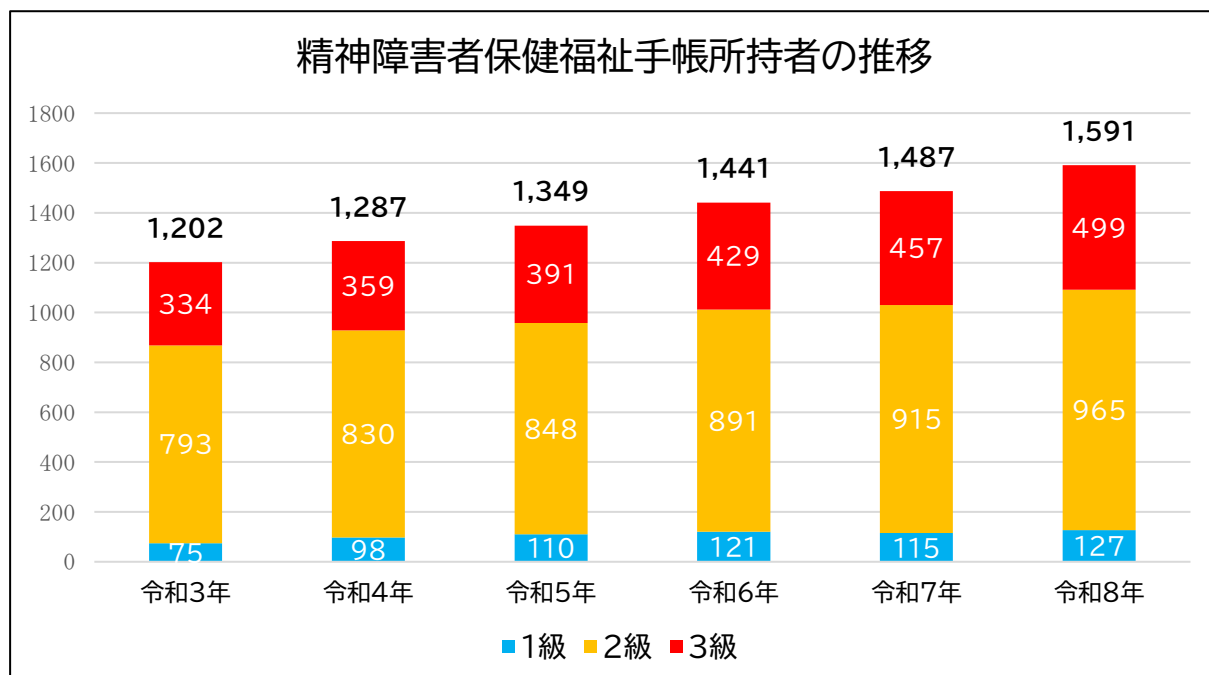
(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

①精神障害者保健福祉手帳所持者

（各年4月1日現在）

単位：人

等級	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
1級	75	98	110	121	115	127
2級	793	830	848	891	915	965
3級	334	359	391	429	457	499
合計	1,202	1,287	1,349	1,441	1,487	1,591



【傾向】

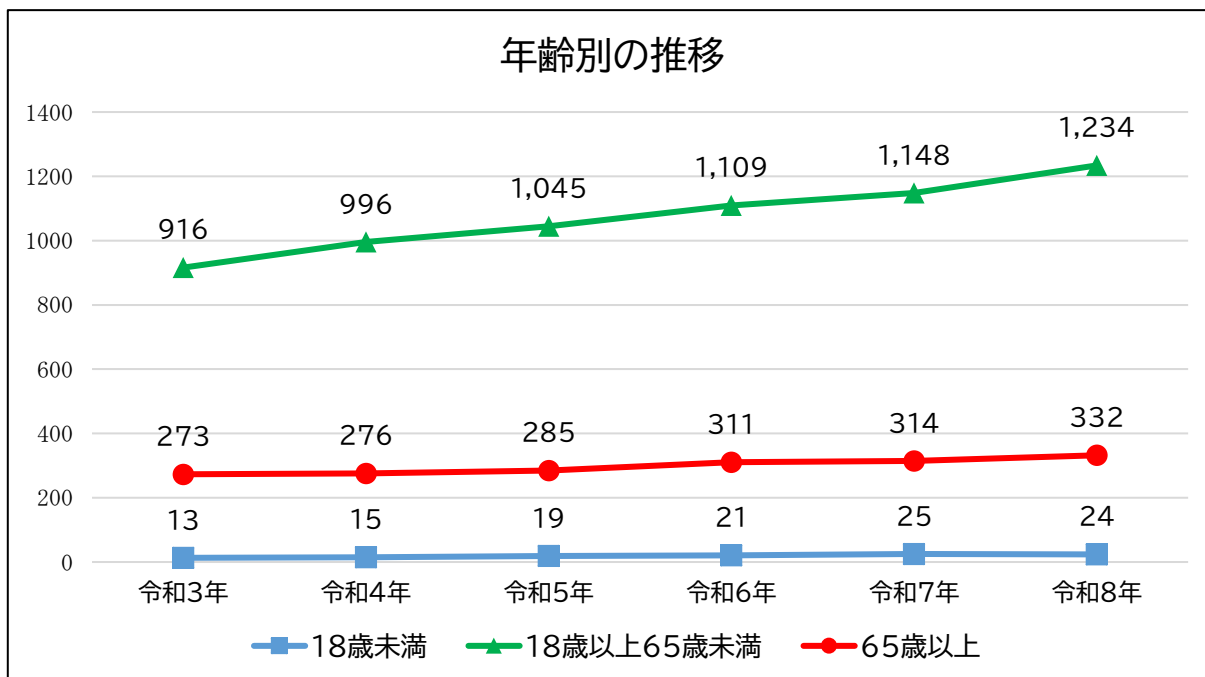
- ・令和8年4月1日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,591人となっている。
- ・令和3年4月1日時点の1,202人と比較して、5年間で389人増加しており、令和3年から令和8年まで、毎年増加傾向で推移している。
- ・2級が965人で最も多くなっており、2級と3級で全体の約92.0%を占めている。

②年齢別

（各年4月1日現在）

単位：人

年齢別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
18歳未満	13	15	19	21	25	24
18歳以上 65歳未満	916	996	1,045	1,109	1,148	1,234
65歳以上	273	276	285	311	314	332
合計	1,202	1,287	1,349	1,441	1,487	1,591



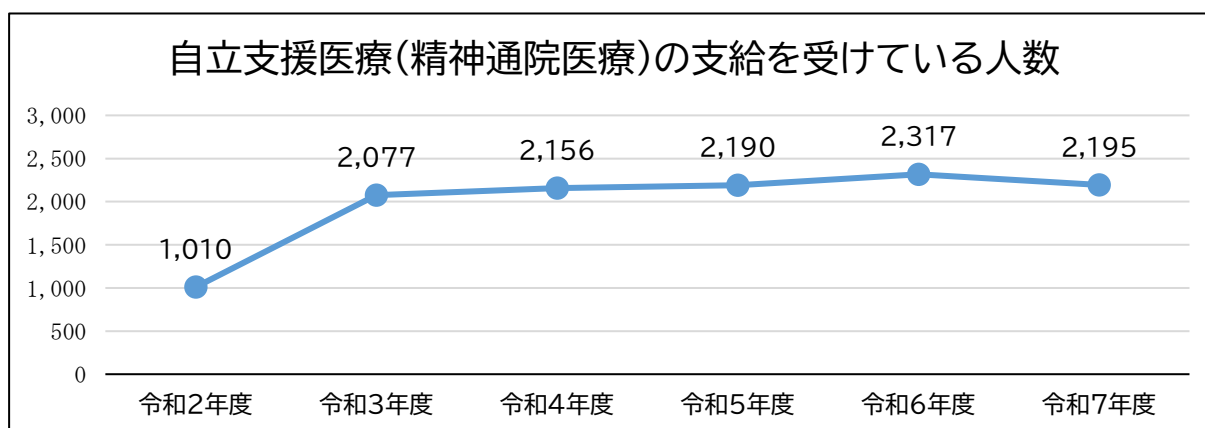
**【傾向】**

- ・令和8年4月1日時点では、18歳以上65歳未満が1,234人で最も多くなっている。
- ・65歳以上は332人、18歳未満は24人となっている。
- ・各年齢区分とも増加傾向で推移しており、特に18歳以上65歳未満の増加が大きくなっている。

障害者総合支援法に基づき、自立支援医療(精神通院医療)の支給を受けている人数

(各年度利用人数) 単位：人

等級	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通院人数	1,010	2,077	2,156	2,190	2,317	2,195



**【傾向】**

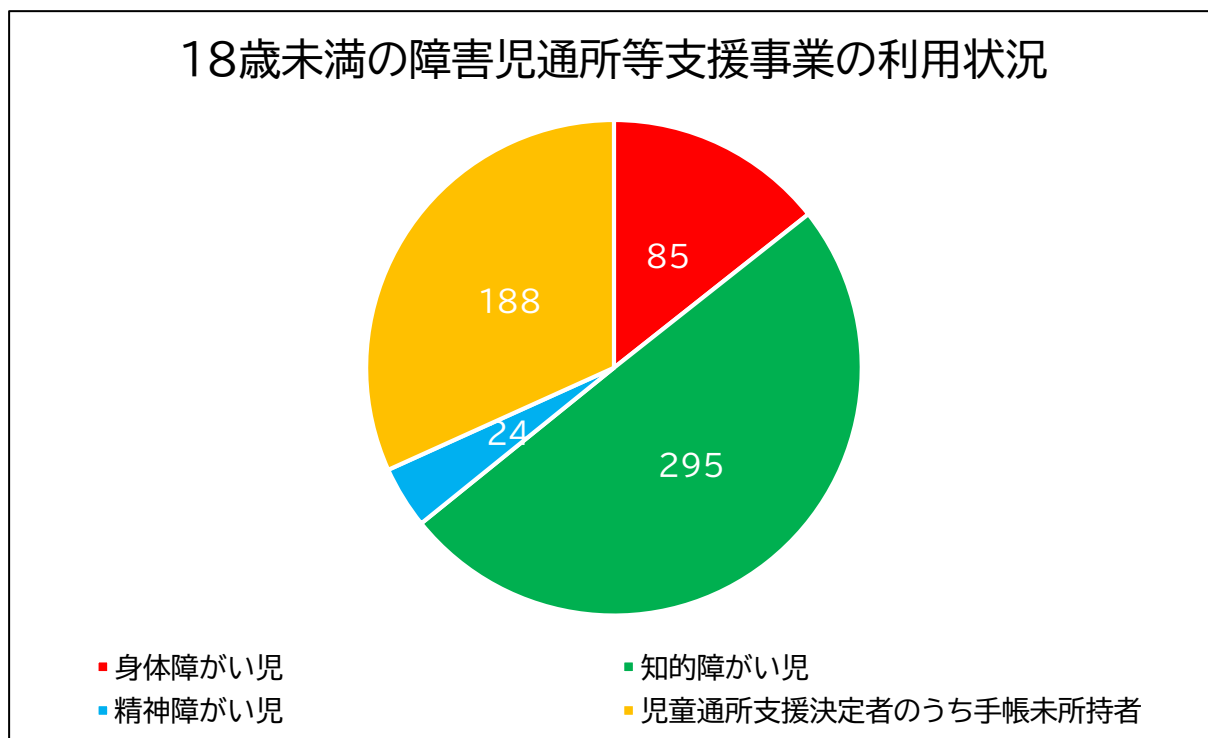
- ・令和3年度以降、受給者数は2,000人を超えて推移している。

(4) 18歳未満の障がいのある人の状況

18歳未満の障害児通所等支援事業の利用状況

令和8年4月1日現在、単位：人

身体障がい児	知的障がい児	精神障がい児	児童通所支援決定者のうち手帳未所持者	合計
85 (14.4%)	295 (49.8%)	24 (4.1%)	188 (31.7%)	592



【傾向】

- ・令和8年4月1日現在、18歳未満の障害児通所等支援事業の利用は592人となっている。
- ・18歳未満人口16,023人に対して、約3.7%を占めている。
- ・知的障がい児は295人で最も多く、全体の49.8%を占めている。

(5) 障害支援区分認定者の状況

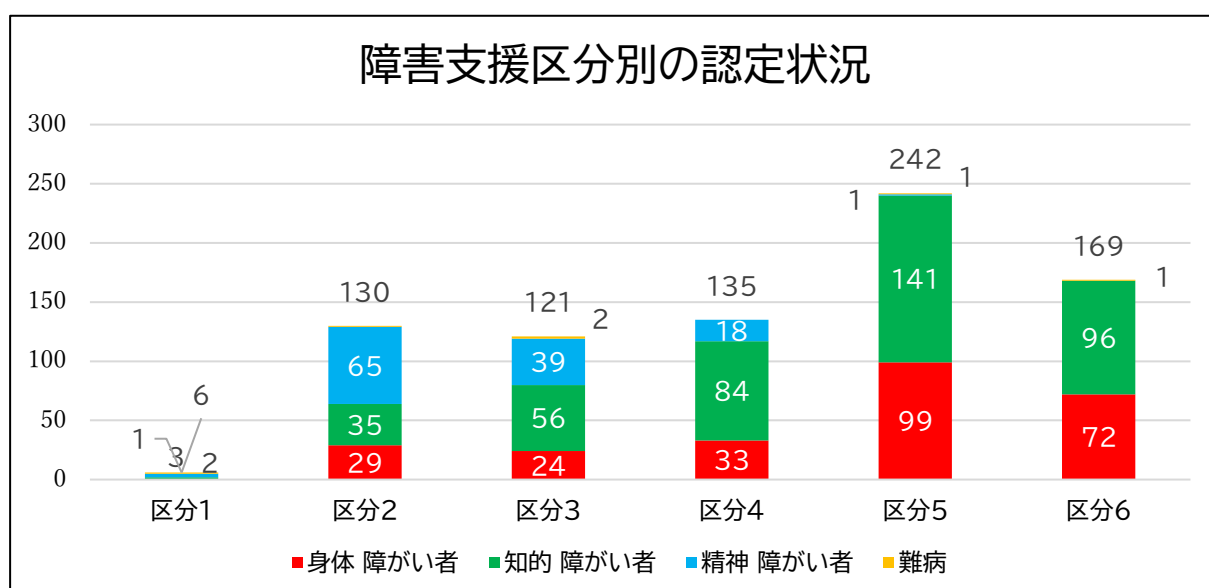
令和7年度障害支援区分別の認定状況（障がい種別）

単位：人

項目	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病	合計	
軽度 ↓ 重度	区分1	0 0.0% (0.0%)	2 33.3% (0.5%)	3 50.0% (2.4%)	1 16.7% (16.7%)	6 100.0%
	区分2	29 22.3% (11.3%)	35 26.9% (8.5%)	65 50.0% (51.6%)	1 0.8% (16.7%)	130 100.0%
	区分3	24 19.8% (9.3%)	56 46.3% (13.5%)	39 32.2% (31.0%)	2 1.7% (33.3%)	121 100.0%
区分4	33 24.4% (12.8%)	84 62.2% (20.3%)	18 13.3% (14.3%)	0 0.0% (0.0%)	135 100.0%	
区分5	99 40.9% (38.5%)	141 58.3% (34.1%)	1 0.4% (0.8%)	1 0.4% (16.7%)	242 100.0%	
区分6	72 42.6% (28.0%)	96 56.8% (23.2%)	0 0.0% (0.0%)	1 0.6% (16.7%)	169 100.0%	
合計	257 32.0% (100.0%)	414 51.6% (100.0%)	126 15.7% (100.0%)	6 0.8% (100.0%)	803 100.0%	

※上段の割合は、区分内の障がい種別の割合

※下段のカッコ書きの割合は、障がい種別内の区分の割合



**【傾向】**

- ・令和7年度障害支援区分別の認定状況では、知的障がい者が414人で最も多くなっている。次いで、身体障がい者が257人、精神障がい者が126人となっている。難病は6人となっている。
- ・区分5が242人で最も多くなっている。次いで、区分6が169人、区分4が135人となっている。区分1は6人で最も少なくなっている。
- ・身体障がい者は、区分5が99人、区分6が72人となっている。
- ・知的障がい者は、区分5が141人で最も多く、区分6が96人、区分4が84人となっている。
- ・精神障がい者は、区分2が65人で最も多く、区分3が39人となっている。

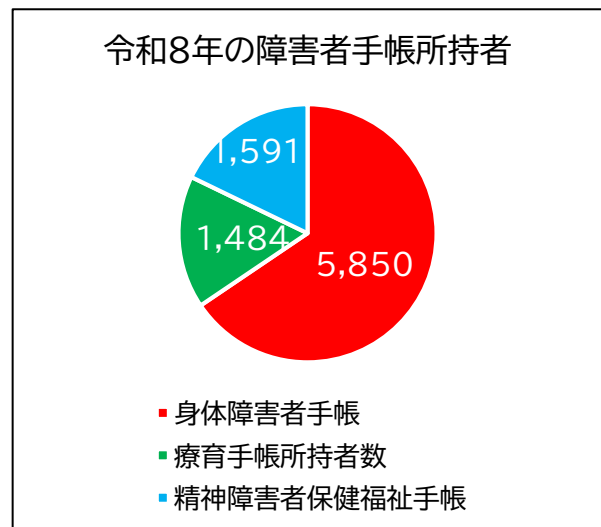
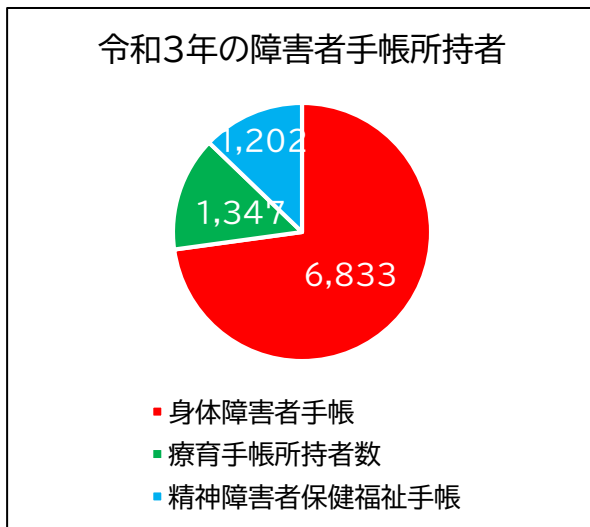
(6) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者の推移

(各年4月1日現在)

単位：人

種別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
身体障害者手帳	6,833	6,489	6,272	6,082	5,907	5,850
療育手帳所持者数	1,347	1,386	1,409	1,441	1,452	1,484
精神障害者保健福祉手帳	1,202	1,287	1,349	1,441	1,487	1,591
合計	9,382	9,162	9,030	8,964	8,846	8,925



**【傾向】**

- ・令和8年の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計人数は、令和3年と比較して減少している。
- ・身体障害者手帳所持者数は減少しており、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加している。

## 国の動きについて

### 近年の障がい福祉施策関係法令の動向

年月	国の動き
令和6年4月	<p><b>【改正】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</b> 〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域生活支援の充実（地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の強化）</u></li> <li>・ 障がい者の多様な就労ニーズへの対応強化</li> <li>・ 精神障がい者への地域包括的支援体制の整備</li> <li>・ 地域における自立した生活の推進</li> </ul> <p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある人の地域生活への移行支援の必要性の高まり</li> <li>・ 親亡き後を見据えた地域定着支援の必要性</li> <li>・ 精神障がい者への地域包括的支援体制整備の必要性</li> <li>・ 障がい者の就労ニーズの多様化</li> </ul> <p><b>【改正】 児童福祉法</b> 〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>障がい児支援体制の強化</u></li> <li>・ 児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備</li> <li>・ 医療的ケア児支援の充実</li> <li>・ 保育及び教育との連携推進</li> </ul> <p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障がい児及び医療的ケア児への支援ニーズの増加</li> <li>・ 保育、教育、福祉及び医療との連携強化の必要性</li> <li>・ 地域全体で障がい児を支える体制整備の必要性</li> </ul> <p><b>【施行】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（改正法全面施行）</b> 〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>民間事業者による合理的配慮の提供を義務化</u></li> <li>・ 障がいを理由とする差別の解消を推進</li> </ul> <p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい理解や合理的配慮が十分に浸透していない状況</li> <li>・ 理念と現実との間にギャップが存在していること</li> <li>・ 地域社会全体で差別解消を推進する必要性</li> </ul> <p><b>【改定】 障害福祉サービス等報酬改定</b> 〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉人材の確保及び処遇改善の推進</li> <li>・ ICT活用、業務効率化及び生産性向上への対応</li> <li>・ サービスの質の向上に向けた評価の見直し</li> </ul> <p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい福祉分野における人材不足の深刻化</li> <li>・ サービスの質の向上及び持続可能な制度運営の必要性</li> <li>・ ICT活用や業務効率化の必要性</li> </ul>

令和7年4月	<p><b>【見直し】 障害者雇用における除外率の引下げ</b></p> <p>〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除外率設定業種ごとに除外率を10ポイント引下げ</li> <li>・ 除外率が10%以下であった業種は、除外率制度の対象外へ移行</li> <li>・ 法定雇用障がい者数の算定における除外率の縮小により、障がい者雇用の促進</li> </ul> <p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者雇用の更なる促進の必要性</li> <li>・ ノーマライゼーションの観点から、除外率制度を段階的に縮小する必要性</li> <li>・ 職場環境の整備等の進展を踏まえた雇用機会拡大の必要性</li> </ul>
令和7年10月	<p><b>【施行】 就労選択支援制度の開始</b></p> <p>〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の希望、能力及び適性に応じた就労先や福祉サービスの選択を支援</li> <li>・ 一般就労と福祉的就労を含めた本人主体の進路選択を推進</li> </ul> <p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者本人の希望や適性に応じた進路選択支援の必要性</li> <li>・ 一般就労と福祉的就労を含めた多様な働き方への対応</li> <li>・ 本人主体の自己決定支援の必要性</li> </ul>
令和8年3月 31日	<p><b>【改正】 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針</b></p> <p>〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る基本指針を改正</li> <li>・ <u>相談支援体制の充実</u></li> <li>・ 人材確保</li> <li>・ 地域差是正</li> <li>・ 防災体制整備</li> </ul> <p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ごとの相談支援体制やサービス基盤の差の是正</li> <li>・ 災害対応及び人材確保への対応の必要性</li> <li>・ 次期障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に向けた見直しの必要性</li> </ul>
令和8年6月	<p><b>【改定・施行】 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定に係る告示改正</b></p> <p>〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処遇改善加算の見直し</li> <li>・ 就労継続支援B型の評価見直し</li> <li>・ 新規事業所に係る報酬の適正化措置</li> <li>・ 制度の持続可能性及びサービスの質の確保に向けた対応</li> </ul> <p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の持続可能性確保の必要性</li> <li>・ 就労系サービスの適正評価の必要性</li> <li>・ サービスの質の向上及び適正化の必要性</li> </ul>

<p>令和8年7月</p>	<p><b>【見直し】 障害者雇用率制度</b></p> <p>〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業の法定雇用率を 2.5%から 2.7%へ引上げ</li> <li>・ 対象事業主を常用労働者 40.0 人以上から 37.5 人以上へ拡大</li> <li>・ 国及び地方公共団体の法定雇用率を 3.0%へ引上げ</li> <li>・ 教育委員会の法定雇用率を 2.9%へ引上げ</li> <li>・ 障がい者雇用機会の拡大及び企業の雇用義務強化を推進</li> </ul> <p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者雇用機会の更なる拡大の必要性</li> <li>・ 企業及び公的機関における雇用責任強化の必要性</li> </ul>
<p>令和9年4月</p>	<p><b>【改正】 指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正</b></p> <p>〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同生活援助（グループホーム）を指定拒否等の対象に追加</li> <li>・ 地域ニーズを踏まえた計画的な整備を推進</li> </ul> <p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループホーム整備の地域偏在への対応</li> <li>・ 地域ニーズを踏まえた計画的整備の必要性</li> </ul>

〈障がい福祉サービス〉 第7期障がい者福祉計画における見込量と利用実績

資料No.1-3

障がい福祉サービスの見込量					利用実績				進捗率 利用実績/計画見込量	
訪問系サービス	居宅介護	令和6年度	利用時間	1,380	時間/月	令和6年度	利用時間	1,302	時間/月	94.3
			利用人数	115	人/月		利用人数	106	人/月	92.2
		令和7年度	利用時間	1,440	時間/月	令和7年度	利用時間	1,375	時間/月	95.5
			利用人数	120	人/月		利用人数	108	人/月	90.0
		令和8年度	利用時間	1,500	時間/月	令和8年度	利用時間		時間/月	0.0
			利用人数	125	人/月		利用人数		人/月	0.0
	重度訪問介護	令和6年度	利用時間	1,400	時間/月	令和6年度	利用時間	1,703	時間/月	121.6
			利用人数	4	人/月		利用人数	3	人/月	75.0
		令和7年度	利用時間	1,400	時間/月	令和7年度	利用時間	1,737	時間/月	124.1
			利用人数	4	人/月		利用人数	4	人/月	100.0
		令和8年度	利用時間	1,400	時間/月	令和8年度	利用時間		時間/月	0.0
			利用人数	4	人/月		利用人数		人/月	0.0
	同行援護	令和6年度	利用時間	384	時間/月	令和6年度	利用時間	290	時間/月	75.5
			利用人数	32	人/月		利用人数	24	人/月	75.0
		令和7年度	利用時間	408	時間/月	令和7年度	利用時間	271	時間/月	66.4
			利用人数	34	人/月		利用人数	23	人/月	67.6
		令和8年度	利用時間	432	時間/月	令和8年度	利用時間		時間/月	0.0
			利用人数	36	人/月		利用人数		人/月	0.0
	行動援護	令和6年度	利用時間	196	時間/月	令和6年度	利用時間	149	時間/月	76.0
			利用人数	28	人/月		利用人数	24	人/月	85.7
		令和7年度	利用時間	210	時間/月	令和7年度	利用時間	145	時間/月	69.0
			利用人数	30	人/月		利用人数	23	人/月	76.7
		令和8年度	利用時間	224	時間/月	令和8年度	利用時間		時間/月	0.0
			利用人数	32	人/月		利用人数		人/月	0.0
重度障害者等 包括支援	令和6年度	利用時間	20	時間/月	令和6年度	利用時間	0	時間/月	0.0	
		利用人数	1	人/月		利用人数	0	人/月	0.0	
	令和7年度	利用時間	20	時間/月	令和7年度	利用時間	0	時間/月	0.0	
		利用人数	1	人/月		利用人数	0	人/月	0.0	
	令和8年度	利用時間	20	時間/月	令和8年度	利用時間		時間/月	0.0	
		利用人数	1	人/月		利用人数		人/月	0.0	
日中活動系サービス	生活介護	令和6年度	利用日数	8,500	日/月	令和6年度	利用日数	7,346	日/月	86.4
			利用人数	425	人/月		利用人数	426	人/月	100.2
		令和7年度	利用日数	8,600	日/月	令和7年度	利用日数	7,884	日/月	91.7
			利用人数	430	人/月		利用人数	432	人/月	100.5
		令和8年度	利用日数	8,700	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	435	人/月		利用人数		人/月	0.0
	自立訓練 (機能訓練)	令和6年度	利用日数	44	日/月	令和6年度	利用日数	23	日/月	52.3
			利用人数	2	人/月		利用人数	1	人/月	50.0
		令和7年度	利用日数	44	日/月	令和7年度	利用日数	20	日/月	45.5
			利用人数	2	人/月		利用人数	1	人/月	50.0
		令和8年度	利用日数	44	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	2	人/月		利用人数		人/月	0.0
	自立訓練 (生活訓練)	令和6年度	利用日数	150	日/月	令和6年度	利用日数	126	日/月	84.0
			利用人数	10	人/月		利用人数	9	人/月	90.0
		令和7年度	利用日数	150	日/月	令和7年度	利用日数	107	日/月	71.3
			利用人数	10	人/月		利用人数	8	人/月	80.0
		令和8年度	利用日数	150	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	10	人/月		利用人数		人/月	0.0

障がい福祉サービスの見込量					利用実績				進捗率 利用実績/計画見込量	
日中活動系サービス	就労選択支援 ※R7.10から	令和6年度	利用人数	0	人/月	令和6年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和7年度	利用人数	1	人/月	令和7年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和8年度	利用人数	2	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	就労移行支援	令和6年度	利用日数	375	日/月	令和6年度	利用日数	382	日/月	101.9
			利用人数	25	人/月		利用人数	25	人/月	100.0
		令和7年度	利用日数	390	日/月	令和7年度	利用日数	349	日/月	89.5
			利用人数	26	人/月		利用人数	24	人/月	92.3
		令和8年度	利用日数	405	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	27	人/月		利用人数		人/月	0.0
	就労継続支援 A型	令和6年度	利用日数	5,500	日/月	令和6年度	利用日数	4,326	日/月	78.7
			利用人数	275	人/月		利用人数	231	人/月	84.0
		令和7年度	利用日数	5,700	日/月	令和7年度	利用日数	4,273	日/月	75.0
			利用人数	285	人/月		利用人数	219	人/月	76.8
		令和8年度	利用日数	5,900	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	295	人/月		利用人数		人/月	0.0
	就労継続支援 B型	令和6年度	利用日数	7,380	日/月	令和6年度	利用日数	7,486	日/月	101.4
			利用人数	410	人/月		利用人数	459	人/月	112.0
		令和7年度	利用日数	7,560	日/月	令和7年度	利用日数	8,111	日/月	107.3
			利用人数	420	人/月		利用人数	501	人/月	119.3
		令和8年度	利用日数	7,740	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	430	人/月		利用人数		人/月	0.0
	就労定着支援	令和6年度	利用人数	8	人/月	令和6年度	利用人数	5	人/月	62.5
		令和7年度	利用人数	9	人/月	令和7年度	利用人数	7	人/月	77.8
		令和8年度	利用人数	10	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	療養介護	令和6年度	利用人数	44	人/月	令和6年度	利用人数	43	人/月	97.7
		令和7年度	利用人数	44	人/月	令和7年度	利用人数	43	人/月	97.7
		令和8年度	利用人数	44	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
短期入所	令和6年度	利用日数	204	日/月	令和6年度	利用日数	173	日/月	84.8	
		利用人数	34	人/月		利用人数	32	人/月	94.1	
	令和7年度	利用日数	204	日/月	令和7年度	利用日数	166	日/月	81.4	
		利用人数	34	人/月		利用人数	35	人/月	102.9	
	令和8年度	利用日数	204	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0	
		利用人数	34	人/月		利用人数		人/月	0.0	
居住系サービス	自立生活援助	令和6年度	利用人数	1	人/月	令和6年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和7年度	利用人数	1	人/月	令和7年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和8年度	利用人数	1	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	宿泊型自立訓練	令和6年度	利用人数	4	人/月	令和6年度	利用人数	2	人/月	50.0
		令和7年度	利用人数	4	人/月	令和7年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和8年度	利用人数	4	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	共同生活援助	令和6年度	利用人数	135	人/月	令和6年度	利用人数	152	人/月	112.6
		令和7年度	利用人数	138	人/月	令和7年度	利用人数	159	人/月	115.2
		令和8年度	利用人数	141	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	施設入所支援	令和6年度	利用人数	206	人/月	令和6年度	利用人数	205	人/月	99.5
		令和7年度	利用人数	206	人/月	令和7年度	利用人数	205	人/月	99.5
		令和8年度	利用人数	206	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0

障がい福祉サービスの見込量					利用実績				進捗率 利用実績/計画見込量	
相談支援	計画相談支援	令和6年度	利用人数	350	人/月	令和6年度	利用人数	344	人/月	98.3
		令和7年度	利用人数	360	人/月	令和7年度	利用人数	341	人/月	94.7
		令和8年度	利用人数	370	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	地域移行支援	令和6年度	利用人数	1	人/月	令和6年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和7年度	利用人数	1	人/月	令和7年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和8年度	利用人数	1	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	地域定着支援	令和6年度	利用人数	1	人/月	令和6年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和7年度	利用人数	1	人/月	令和7年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和8年度	利用人数	1	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0

## 障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の内容

### 訪問系サービス

居宅介護	ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。ヘルパーがあなたのできないことを手伝ってくれます。
重度訪問介護	ヘルパーが、重い障がいのある人の家に来て、日常生活や、外出の手伝いをしてくれます。
同行援護	目に障がいがある人が、安心して外出し活動できるように、ヘルパーが支援します。その方の状態によって区分が必要になる場合があります。
行動援護	重い障がいのある人のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出し活動できるよう、支援してくれます。
重度障害者等包括支援	重い障がいのある人が、生活するために必要なサービスを、組み合わせて使うことができます。

### 日中活動系サービス

生活介護	施設で、日中活動の支援を受けることができます。
自立訓練 (機能訓練)	体に障がいのある人が、体をうまく動かすことができるように、訓練を受けることができます。
自立訓練 (生活訓練)	障がいのある人が、地域での生活に困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。
就労選択支援	働き方や就労支援の方法について、自分に合った選択をするための支援を受けることができます。
就労移行支援	会社に就職するための訓練を、受けることができます。仕事探しの相談にも、のってもらえます。
就労継続支援A型 就労継続支援B型	会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。 (A型＝雇用型、B型＝非雇用型)
就労定着支援	就労移行や就労継続支援等を利用し一般就労した人が、継続して働けるように支援を受けられます。企業や自宅等への訪問や必要な連絡調整を行います。
療養介護	重い障がいのある人が、入院して医療を受けながら、日常生活の支援を受けることができます。
短期入所	家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊まることができます。

### 居住系サービス

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人が自立した生活ができるように支援を受けられます。定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。
宿泊型自立訓練	地域生活への移行に向けて一定期間生活能力等の維持・向上のための昼夜を通じた訓練、その他の支援を行います。
共同生活援助	障がいのある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人から、日常生活の手伝いを受けることができます。
施設入所支援	日常生活の支援を受けながら、施設で暮らすことができます。

### 相談支援

計画相談支援	障がいのある方が障がい福祉サービスを適切に利用するために、専門の相談支援専門員が本人や家族の相談に乗り、生活の目標（計画）を立て、サービスの調整・見直しを行う支援を受けられます。
地域移行支援	住所の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学、体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を受けられます。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がい者等に関して、夜間も含む緊急時における連絡・相談等の支援を受けられます。

〈障がい児通所支援〉 第3期障がい児福祉計画における見込量と利用実績

障がい児通所支援の見込量					利用実績				進捗率 利用実績/計画見込 量	
障 害 児 通 所	児童発達支援	令和6年度	利用日数	1,080	日/月	令和6年度	利用日数	870	日/月	80.6
			利用人数	180	人/月		利用人数	172	人/月	95.6
		令和7年度	利用日数	1,110	日/月	令和7年度	利用日数	998	日/月	89.9
			利用人数	185	人/月		利用人数	198	人/月	107.0
		令和8年度	利用日数	1,140	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	190	人/月		利用人数		人/月	0.0
	放課後等 デイサービス	令和6年度	利用日数	3,893	日/月	令和6年度	利用日数	4,121	日/月	105.9
			利用人数	278	人/月		利用人数	306	人/月	110.1
		令和7年度	利用日数	4,032	日/月	令和7年度	利用日数	4,677	日/月	116.0
			利用人数	288	人/月		利用人数	340	人/月	118.1
		令和8年度	利用日数	4,172	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	298	人/月		利用人数		人/月	0.0
	保育所等訪問 支援	令和6年度	利用日数	60	日/年	令和6年度	利用日数	26	日/年	43.3
			利用人数	10	人/月		利用人数	5	人/月	50.0
		令和7年度	利用日数	60	日/年	令和7年度	利用日数	2	日/年	3.3
			利用人数	10	人/月		利用人数	1	人/月	10.0
		令和8年度	利用日数	60	日/年	令和8年度	利用日数		日/年	0.0
			利用人数	10	人/月		利用人数		人/月	0.0
	居宅訪問型 児童発達支援	令和6年度	利用日数	5	日/月	令和6年度	利用日数	0	日/月	0.0
			利用人数	1	人/月		利用人数	0	人/月	0.0
令和7年度		利用日数	5	日/月	令和7年度	利用日数	0	日/月	0.0	
		利用人数	1	人/月		利用人数	0	人/月	0.0	
令和8年度		利用日数	5	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0	
		利用人数	1	人/月		利用人数		人/月	0.0	
相 談 支 援	障がい児相談 支援	令和6年度	利用人数	122	人/月	令和6年度	利用人数	103	人/月	84.4
		令和7年度	利用人数	127	人/月	令和7年度	利用人数	122	人/月	96.1
		令和8年度	利用人数	132	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0

障がい児通所支援の内容

- 児童発達支援 就学前の子どもたちが、日常生活の基本的な動作の指導、必要な知識や技能の付与、集団生活へ適応するための訓練を受けられます。
- 放課後等デイサービス 就学中の子どもたちが、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練を受けたり、社会と交流できたりします。
- 保育所等訪問支援 支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
- 居宅訪問型児童発達支援 児童通所支援を受けるために外出することが困難な、重症心身障がいをもつ子どもを対象に、自宅を訪問して発達支援を行います。
- 障がい児相談支援 障がいのある子どもが障がい児通所支援を適切に利用するために、専門の相談支援専門員が本人や保護者の相談に乗り、生活の目標（計画）を立て、サービスの調整・見直しを行う支援を受けられます。

# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。  
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

## 2. 本指針の構成

### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

#### 基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- ⑤ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

### 3. 基本指針見直しの主な事項

#### **N①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援**

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

#### **②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

#### **N③福祉施設から一般就労への移行等**

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

#### **N④障害児支援の提供体制の整備等**

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

#### **N⑤地域における相談支援体制の充実強化**

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

#### **N⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上**

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

#### **⑦障害福祉サービスの質の確保**

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

#### **⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備**

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

#### **⑨高次脳機能障害者に対する支援**

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

#### **⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保**

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

#### **⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組**

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

#### **⑫住宅セーフティネット制度との連携**

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

#### **⑬地域差の是正・指定の在り方等**

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

#### **⑭障害者等に対する虐待の防止等**

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

#### **⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進**

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

#### **⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保**

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

# 高岡市における検討の方向性

項目	内容
地域課題の把握	<p>次の手段を通じ、地域課題や支援ニーズの把握を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 障がい者実態調査</li><li>● 関係団体ヒアリング</li><li>● 事業所意見交換</li></ul>
今後重視する視点	<p>以下の視点を重視し、地域の実情を踏まえた計画策定を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 人口減少・少子高齢化を踏まえた地域生活支援体制</li><li>● 世帯の小規模化を踏まえた相談支援・地域連携体制</li><li>● 知的・精神障がい者の増加を踏まえた支援ニーズ</li><li>● 医療・福祉・教育の連携</li><li>● 重度化・多様化を踏まえたサービス提供体制 等</li></ul>
協議・検討体制	<p>地域共生社会推進協議会や専門部会等において、多様な関係機関と連携しながら検討を進める。</p>

# 障がい者実態調査の概要について

## 1 調査の目的

次期高岡市障がい者基本計画、第8期障がい者福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の策定に向け、障がいのある方の生活実態や支援ニーズを把握し、今後の支援体制や施策検討の基礎資料とするもの。

また、国の基本指針を踏まえ、従来のニーズ把握に加え、「相談支援の実効性」「合理的配慮の実態」「家族負担」などを重点的に把握するもの。

## 2 今回調査の特徴

従来のニーズ把握に加え、支援につながりにくい要因、制度と実態のギャップ及び分野横断的な支援課題を把握できるよう、調査項目を整理するもの。

## 3 調査対象

市内在住の障がいのある方 約2,000人

- 身体障害者手帳所持者
- 療育手帳所持者
- 精神障害者保健福祉手帳所持者
- 自立支援医療（精神通院）受給者
- 障がい児通所支援利用児童
- 難病患者

## 4 調査期間（予定）

令和8年7月1日～令和8年7月31日

## 5 調査方法

- 無記名方式
- 郵送調査
- 料金受取人払返信封筒を同封
- Web回答対応（スマートフォン回答可）

## 6 調査票

- ① 身体・精神・難病用
- ② 知的障がい用
- ③ 障がい児用

## 7 調査項目（案）

- ① 基本属性  
年齢／障がい種別・等級／世帯構成 等

- ② 生活の状況  
居住形態／日中活動／外出・移動状況 等
- ③ サービス利用  
利用サービス／利用頻度／未利用理由 等
- ④ 相談支援  
相談先／相談支援事業所利用／相談内容 等
- ⑤ 相談の結果  
解決状況／未解決理由 等
- ⑥ 相談行動・相談体制【重点】  
相談しなかった理由／相談体制の分かりやすさ／関係機関連携の実感 等
- ⑦ 合理的配慮  
合理的配慮を求めた経験／困った場面／必要な配慮内容 等
- ⑧ 地域生活  
地域生活の課題／グループホーム利用意向／在宅生活継続条件 等
- ⑨ 就労  
就労状況／就労課題／希望する働き方 等
- ⑩ 医療  
医療機関利用状況／医療的ケア／精神・発達障がい支援ニーズ 等
- ⑪ 障がい児  
通学状況／児童通所支援利用／発達支援ニーズ 等
- ⑫ 家族支援  
家族負担／レスパイト利用状況／医療的ケア・介助の困りごと 等
- ⑬ 権利擁護  
差別経験／差別や配慮に関する具体的場面／権利擁護課題 等
- ⑭ 将来意向  
将来の暮らしの希望／将来不安／必要な支援 等

## 8 重点項目（案）

### 【相談支援体制】

相談しなかった理由、相談体制の分かりやすさ、関係機関連携の実感、調整機能の必要性

### 【合理的配慮】

配慮が得られなかった経験、困った場面、必要な配慮内容

### 【家族支援】

家族負担、医療的ケア・介助の困りごと、レスパイト利用課題

## 9 スケジュール（予定）

令和8年6月	調査準備・発送
令和8年7月	調査期間
令和8年8～9月	集計・分析
令和8年10月	高岡市地域共生社会推進協議会へ結果報告

# 訪問型支援事業の実施について

## 目的

生活保護世帯等の子どもについては、家庭環境や情報不足等により進路選択の面で不利な状況があるほか、不登校状態にある発達障がい等の特性のある児童生徒については、学校だけでは対応が難しいケースが増えている。また、教育と福祉の間で情報共有が十分でない場合には、必要な支援につながりにくい状況にある。このことから、教育と福祉が連携した支援体制を構築するため、令和8年4月から教育総合支援センターに「教育・福祉連携コーディネーター」を配置し、訪問支援、進路支援及び相談支援を実施する。

## 1 教育・福祉連携コーディネーター配置事業

### (1) 概要

子どもの進路選択支援をはじめ、不登校や発達特性、家庭環境など複合的な課題を抱える児童生徒への支援を円滑に進めるため、教育総合支援センターに「教育・福祉連携コーディネーター」を配置する。

### (2) 役割

「教育・福祉連携コーディネーター」は、教育委員会と福祉保健部との間で情報共有及び支援調整を行うとともに、学校、福祉、医療、相談支援機関等との連携を図り、支援が必要な児童生徒を適切な支援につなぐ。

#### 【主な業務】

- ・学校と福祉部門との情報共有及び連絡調整
- ・子どもの進路選択支援に係る相談支援
- ・発達障がい児等アウトリーチ支援事業との連携

### (3) 期待される効果

教育と福祉の連携強化により、支援を必要とする児童生徒の早期把握や適切な支援への移行が可能となり、切れ目のない支援体制の構築につながる。

## 2 生活保護世帯等の子どもの進路選択支援事業

### (1) 事業概要

貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯や生活困窮世帯等の子ども及びその保護者に対し、市のケースワーカーと「教育・福祉連携コーディネーター」が連携して訪問等を行い、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金制度の活用等に関する相談・助言を実施する。

### (2) 対象者

生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親家庭等で支援が必要と判断する中学生、高校生等及びその保護者

### (3) 期待される効果

市のケースワーカーと「教育・福祉連携コーディネーター」が連携して家庭訪問や相談支援を行うことで、進学や就職に関する情報不足の解消や、高校進学後の中退防止につながる。また、生活保護世帯のみならず、生活困窮世帯等への支援にもつながり、貧困の連鎖防止が期待される。

### (4) スケジュール

令和8年4月 1日 事業開始

## 3 発達障がい児等アウトリーチ（訪問型）支援事業

### (1) 事業概要

発達障がい等の特性を有し不登校状態にある児童生徒に対し、家庭訪問によるアウトリーチ型支援を実施することにより、家庭や学校だけでは支援につながりにくい状況にある児童生徒及びその保護者に早期に関与し、孤立防止及び適切な支援への接続を図る。また、福祉の専門職が家庭訪問により把握した発達状況や生活状況等を、「教育・福祉連携コーディネーター」を通じて学校と共有し連携を図ることで、福祉と教育が一体となった支援を実施する。

### (2) 対象者

- ・高岡市内に住所を有する不登校状態にある小学生及び中学生
- ・障害者手帳の交付又は障がい福祉サービスの支給決定を受けている児童生徒
- ・保護者を含めた家庭支援を実施

### (3) 期待される効果

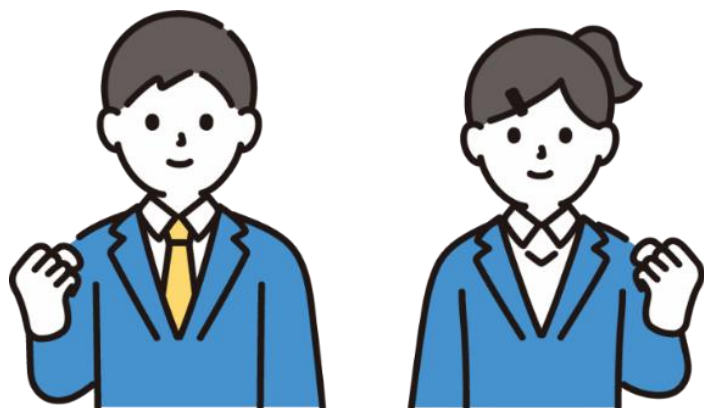
福祉の専門職が家庭訪問を実施し、学校、福祉、医療、フリースクール、放課後等デイサービス等と連携することで、支援につながりにくい児童生徒への早期介入が可能となる。また、「教育・福祉連携コーディネーター」を介して学校と連携し、児童生徒の状況に応じた居場所づくりや社会参加支援につながることで、孤立防止及び自立支援が期待される。

### (4) スケジュール

令和8年4月13日	発達障がい児等アウトリーチ（訪問型）支援事業プロポーザルの公表
令和8年5月14日	プロポーザル選考委員会の開催
令和8年5月18日	受託候補者の決定
令和8年6月1日	事業開始（予定）

# 発達障がい等の特性により不登校でお悩みのお子さんをご家庭をサポートします

## ～ 高岡市 訪問型（アウトリーチ型）支援事業 ～



### どんな事業ですか？

発達障がい等の特性を踏まえた支援が必要な不登校のお子さんやその保護者の方に対し、専門職がご家庭を訪問し、状況の把握や相談支援を行い、学校や関係機関と連携して適切な支援につなぎます。

※学習を教える家庭教師ではありません。

### 対象となる方

以下の全ての条件を満たす方が対象です。

- 高岡市内の小中学生で、不登校状態（年間30日以上欠席）の方
- 障害者手帳の交付を受けている方や障がい福祉サービスの支給決定がある方
- 保護者の同意がある方

※ 保護者の方も支援対象になります。

### どんな支援をしますか？

- 専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員など）が家庭を訪問
- 月2回程度、1回2時間を目安に支援します。
- 学校や関係機関と連携しながら、一人ひとりに合った支援を一緒に考えます。
- 保護者の方には、必要に応じて相談支援を行います。



### 利用するには？

- ① まず社会福祉課にご相談ください。
- ② ご利用には、保護者の方の同意が必要です。



### 費用

**無料**です。

### お問い合わせ先

高岡市 福祉保健部 社会福祉課

☎ 0766-20-1369

（平日 9:00～17:30）

✉ syougai@city.takaoka.lg.jp



「あなたは1人ではありません。相談しやすい支援をご家庭まで届けます。」

# スケジュール

令和8年5月

- ・地域共生社会推進協議会（第1回）開催（計画策定の概要等の確認）

令和8年6月

- ・障がい者実態調査の準備及び発送

令和8年7月

- ・障がい者実態調査期間及び関係団体ヒアリングを実施

令和8年8月～9月

- ・障がい者実態調査結果の集計・分析

令和8年10月中旬

- ・地域共生社会推進協議会（第2回）開催（実態調査結果の報告及び次期計画の基本方針（骨子案）の提示）

令和8年12月

- ・パブリックコメントの実施（計画素案に対する市民意見の募集（約2週間））

令和9年1月

- ・地域生活支援部会、発達支援ネットワーク会議、就労支援部会及び定例会議の開催（各部会において計画素案の審議）
- ・県への意見照会
- ・最終案の取りまとめ

令和9年2月

- ・地域共生社会推進協議会（第3回）開催（最終案の審議）

高岡市地域共生社会推進協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高岡市における障害福祉のシステムづくりについて協議するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき設置する高岡市地域共生社会推進協議会（以下「協議会」という。）について、法に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

(通称)

第1条の2 協議会の通称は、「ソイネットたかおか」とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係者によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 高岡市障害者基本計画、高岡市障害福祉計画等に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(委 員)

第3条 協議会は、委員（以下「協議会委員」という。）20名以内で組織する。

2 協議会委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任 期)

第4条 協議会委員の任期は3年とし、補欠の協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、協議会委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名により選出するものとする。

3 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、必要に応じ市長が招集する。

(部 会)

第7条 市長は必要と認めるときは、協議会に部会を開催することができる。

2 市長は必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、その意見若しくは

説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。